

広情個審第75号
平成31年2月28日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書不存在通知に係る審査請求について（答申）

平成30年3月14日付け広佐維第773号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第245号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年3月14日付け広佐維第773号の諮問事案（諮問第245号事案）

平成29年7月21日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年8月4日付け広佐維第270号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年10月10日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った本件開示請求について、「公有地の境界確認について」と題する文書に記載された申請者の住所が誤記である。このことについて説明を求める。

(2) 審査請求の理由

公文書が存在しない理由として、「誤記についての説明を記載した公文書は作成していないため。」とある。本人の申請ならば住所の誤記などあり得ないし、申請書の提出の際は広島市の担当者による本人確認がある。本人以外が提出したのであれば、広島市の担当課長の知り合いが提出したものである。

3 実施機関の主張要旨

説明書等及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 申請者の住所の誤記が含まれる文書は、本市が決裁を説明するために作成したものであり、申請者が提出したものではない。また、本市の職員が、「〇〇二丁目」と記入するところ誤って「〇〇〇二丁目」と記入した誤記である。
- (2) 本市においては、誤記についての説明をした公文書は作成していないことから、本件処分は妥当である。
- (3) なお、請求人の審査請求の趣旨は、本件処分の取消や違法を求めるのではなく、誤記の説明を求めているのであるから、請求人の審査請求は失当である。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

実施機関は、広島市職員が行った誤記についての説明をした公文書を保有していないという実施機関による説明は首肯できるものであり、他に存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
30. 3. 14	広佐維第773号の諮問を受理（諮問第245号で受理）
30. 11. 29 （第1回審査会）	第2部会で審議
30. 12. 13 （第2回審査会）	第2部会で審議
31. 1. 31 （第3回審査会）	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授